



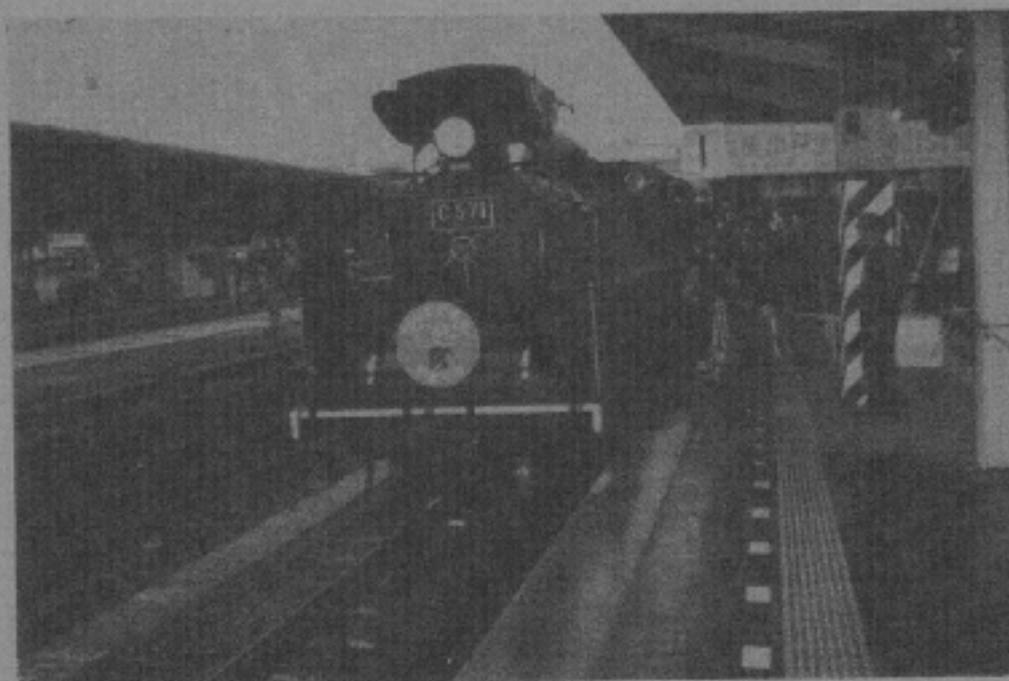
第35号
62.5.1

会報
やまぐち

発行所
山口市駅通り2丁目9番15号
山口県土地家屋調査士会
TEL 山口225975
発行者
会長 三好敏夫
印刷所
山口市旭通り1丁目1の6
桜プリント企業組合
TEL 山口221712

目次

◦ SLやまぐち号「登記100年記念号」走る	2
◦ 国調境界冬景色(第五学章)	岩国支部 岩倉一夫 6
◦ 支部だよりー研修旅行実施ー	徳山支部長 細野 毅 9
◦ 神明祭	岩国支部 高杉勇助 11
◦ 中国ブロック協議会	12
◦ アンケート集計報告	広報部 14
◦ 歴史に探る境界争い③ 「寄鯨」の帰属をめぐって境界争いに	下関支部 前田博司 18
◦ 二年間の本部理事を務めて感じたこと	広報担当理事 瀬口潤二 19
◦ 山口地方法務局からのお知らせ	20
◦ 山口地方法務局人事異動	21
◦ 事務局だより	23



SLやまぐち号

「登記100年記念号」走る

不動産登記制度100周年記念行事として、山口地方広務局主催、山口県土地家屋調査士会、山口県司法書士会協賛により、4月6日（月曜日）「SLやまぐち号」を運行した。

この「SLやまぐち号」は全線両段切りの標準便で定員154名（一般乗客250名）を収容、小浜駅を10:00に出発し、島根県津和野駅まで片道1時間56分の道のりを往復した。

また出発に先がって、小浜駅1番ホームにおいて新着に山下裕也広務局長、船井昭夫小浜駅長をお招きして、出発式を取り行い、この中で「（ス）山口」の副駅長高子さんに「一日広務登記官」の委嘱も行われた。

列車の中では、「登記業務啓発物品」の配布、「登記相談所」が開設され、目的地津和野駅でのコミュニケーションでは啓発用ビデオの観覧会も行われた。



出発式であいまつを贈る
三好龍夫会長



主幹者を代表して、
村井明三山口地方振興局長
あいさつ

山下松男広島県農協長の
祝辞をいただく



「マス山口」松坂佳子さんに「一日百展登記員」の委
嘱状を交付。

テープカット

右より

三好会長
村井山口地方鉄道局長
藤原ノス山口
山下区島田事務所長
早田町法曹士会長



創業100年記念の
ヘッドマークを付けた
「SLやまぐち号」

記念号「機関士、車掌長」
に花束贈呈





車内で「危険物品」の配付を行う

メス山口



津和野町コミュニティセンターにおいて啓発ビデオ鑑賞



列車内で登記用旗の開設

国調境界冬景色 (第五学章)

国調支部 若 倉 一 夫



宇部支部の研修会

昨年十月二十五日、宇部支部より連戦中の本稿のことでお招きをいただき、小野出市いこの村での研修会に参加いたしました。果してお役に立てたかどうか、かえって勉強に行ったかどうか、かえって板垣支部長さんには大変御世話になりました。

中でも、瀬口雅二さんから国調地区の調査測量実地研修の作成について早速実地の御意見をいただきました。正に本稿連載の目的と合致するものでございます。又先生から三角点について、その位置確定に必要な「三角点測量手簿」があることを教えていただきました。

だ。これは三角点のある場所とその附近を略図で描かれたもので大層役に立ちます。

板垣先生のTQC

合編三三三に書式登記とTQC

(トータル、タオリナイ、ゴントロイヤル) について研究発表がございました。もう二五年以上前になりました。もうか、東京でサラリーマンの時、会社からの命令で品質管理の講習を受けました。講師はテレビで有名な国津一氏(松下電器にいらして、今は大学の先生)及び準大教授でした。その時の講義の面白かったこと、さすが大先生だけのことはあります。早速会社の製品を日本一にすべく努力したことを思い出します。

板垣先生の御意見は自分の事業所だけでなく業界全体の問題として取上げていきたいと思います。私の知識では、こと測量に関しては

大きな会社ほど組織的な成果があるようです。つまり実地研修をやっているのは経験の浅い人達で、とてもQCどころではございませぬ。調査士業界においてTQCは永遠のテーマと申せましょう。QCとは先づもって不良品(あやまった成果)を出さないこと考えますので、

国調四角点の測量

国調四角点の復元に四角点を測いて何年かやっていると、非対称差をはるかに超える狂った四角点に特殊出合います。そこで四角点測量の実態を知らなくてはならず、多角点成果簿(以下成果簿とします)のS欄、S欄だけでは不明です。いろいろ調査しているうちに判明いたしましたので御覧申し上げます。

必要な手順は次の四冊で、いずれも地籍調査実施の市町村にございます。

一、地籍図根多角測量水平角距離手簿(以下水平角手簿とします)
二、地籍図根多角測量距離測量手簿(以下距離手簿とします)

三、地籍図根多角測量水平角距離観測記録(以下観測記録とします)
四、多角測量座標計算簿(以下計算簿とします)

成果簿のS欄は観測手簿、観測記録、計算簿にのっています。S欄は計算簿にのっていて、内角の閉合差を調整した後の方向角です。この後、座標(緯距、経距)の場合差を補正した数値から座標値を求めるわけでございます。

水平角手簿は結合トラバースで二対四角の観測、平均値が記入され、観測差、観測差、倍角、倍角差、及び観測差、距離差、点検差を記入するようになっています。

距離手簿は任意の復があり、区間、観測前、観測後、補正量、区間長を書き、観測者の名前、後端、区間差、及び点検差を記入するようになっています。

観測記録は、内角については一、二対四とその平均値、距離については任意、復とその平均値を書き点検差を記入するようになっています。

計算簿は図根点が一次路線の場合、先づ三角点の既知方向角を書き、これに観測記簿の夾角を順次加えて、最後の方向角と既知方向角との閉合差を書き、これを各夾角に配布した後の方向角を次の補正方向角の欄に書きます。この数値の上の辺長欄に観測記簿からの区間長を記入いたします。つまりこの欄の二つの数値が成果簿のS欄(距離)とα欄(方向角)に記入されているわけでございます。この後は前述いたしました。各帳簿に実際に書きこまれていた数値については次回以降に紹介させていただきます。

訂正

第四学章について、七頁の二段、五行目の「とかく人間の」は「とかく人間の」、最終行「丸杭」は「丸紙」で、測量用紙はテツペンが十印に切つてありますが、このものは鉄製で丸くふくらんでいるのでございます。三段の終りから八行目の「スチールテープ」は「スチールテープ」で、四段二行目の「直径の」は「直径の

」です。八頁二段、終りから六行目「におきななおさなければ」は「におきななければ」で、四段、終りから三行目の「全くお長く」は「余りお長く」でございます。電算面積測定地区のつづき

さて、前に登記簿を閲覧したとき宅地の場合、平方メートル以下に数値があるのは電算地区だと大きなことを言いましたが、これは大笑いで、大きな間違いでした。謹んでお詫びを申し上げます。実は昭和五四年の平板地区で、関西測量が開発した「面積はかりデジタルプランメーター」によるものがあり、この場合も平方メートル以下の数値があるのでございます。失礼おぼ致しました。そのあらましについては次回以降に説明させていただきます。

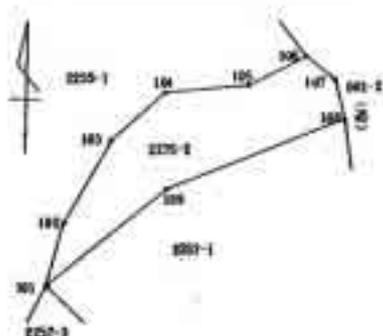
第六図は第四学章の地籍図を部分転写したものです。前回書き渡らしましたが、境界点の仮座標値を別表2から求めるとき、地籍図を見てX値の最大の点(北方向)、最小の点(南方向)、Y値の最大の点(東方向)、最小の点(西

向)の位置を探します。2257-2の場合、第六図によるとXの最大の点は106、最小の点は101、Yの最大の点は108、最小の点は101でございます。

そこで別表2を見るわけですが前にも述べましたようにX、Yが逆に書かれており、X、X、Y、X、Yと記入されております。つまり101が最初の3978、1838で、102が次の4285、1868...最後が109で4145、2042となっております。(仮座標値は0.1m単位で記入されております)

次に隣地2257-1については四番目に106(4376、2279)があり、その次に105、104、103、102、101と続いております。

第六図 (縮尺1/250)



2257-3については最後に101(3978、1838)があり、2257-1については最初に109(4145、2042)、次に108があり最後に101(3977、1838)があります。

次は東側の道路(第四学章、電算面積コード表で001)については、001-2を見ると三番目に108(4285、2344)があり107、106と続いております。

仮座標値を別表2から拾う作業は大変なようですが、地籍図の図郭線から各境界点の座標値を繰り返す作業に比べると全然比較になりません。後者は個人誤差が相当ありますが、前者は何と云っても国の測量の数値ですからモンクのつけようが無いではありませんか。

別表3は2257-2の各境界点の仮座標値を地番別にm単位に列記したもので平均値も算出しておきました。

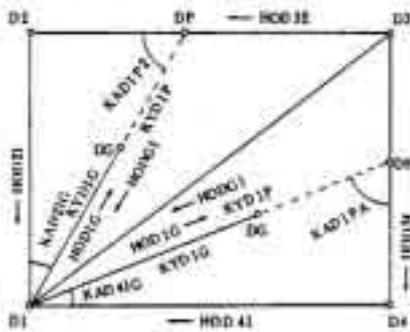
仮座標値を公共座標値に変換する方法について、又の機会にパソコンによるプログラムをお知らせすることを考え合わせて、記号の説明をしなから進めて行きたいと

別表3

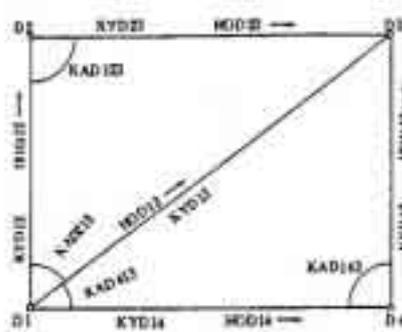
(単位 ミリメートル)

境界点	101		102		103		104		105		106		107		108		109	
	X	Y	X	Y	X	Y	X	Y	X	Y	X	Y	X	Y	X	Y	X	Y
2257-2	397.8	183.8	408.5	186.8	422.9	194.8	431.1	203.8	432.5	218.2	437.5	227.8	433.4	232.8	426.5	234.4	414.5	204.2
2255-1	397.8	183.8	408.6	186.8	422.8	194.7	431.0	203.8	432.4	218.1	437.6	227.9	-	-	-	-	-	-
2257-1	397.7	183.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	426.5	234.4	414.5	204.2
2257-3	397.8	183.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
601-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	437.5	227.8	433.4	232.8	426.5	234.4	-	-
平均	397.78	183.80	408.55	186.80	422.85	194.75	431.05	203.80	432.45	218.15	437.53	227.83	433.40	232.80	426.50	234.40	414.50	204.20

第八図 (電算)

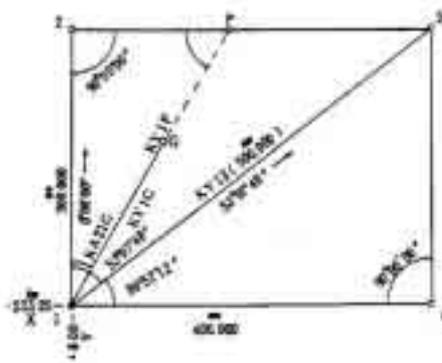


第七図 (電算)



思います。なお第一図、第四図に示した正確な地籍図を以下「正地籍」を略称します。
HO (方向)、KY (距離又は辺長)、KA (夾角)、HR (比率)、D (電算関係)と致します。以下第七図、第八図、第九図によって説明いたします。

第九図 (正地籍)



D1と、境界点の位置 (DG) を結んで延長し、D2-D3線又はD4-D3線との交点の位置をDPといたします。この位置は正地籍ではそれぞれG点、P点となるわけです。

HOD12とD1からD2への方角、逆はHOD21です。KYD12とD1・D2間の距離KAD123はD2-D1線とD2-D3との夾角を表わします。123の真中の2が頂角の位置です。いずれも電算関係でDをつけてあります。KAD21G又はKAD41Gを正地籍 (KA21G又はKA41G) に修正するための角度比率

- KAHR213 = 53°07'48" + KAD213
 - KAHR413 = 36°52'12" + KAD413
 - 正地籍に修正した夾角
 - KA21G = KAD21G × KAHR213
 - KA41G = KAD41G × KAHR413
 - DP点の夾角は、
 - KAD1P2 = 180° - (KAD21G + KAD123)
 - 又は
 - KAD1P2 = 180° - (KAD41G + KAD143)
 - D1-DPの距離は
 - KYD1P = KYD12 × SIN (KAD123) + SIN (KAD1P2)
 - 又は
 - KYD1P = KYD14 × SIN (KAD143) + SIN (KAD1P4)
 - 正地籍P1-P間の距離
 - KY1P = 300 × SIN (90° - KA21G)
 - 又は
 - KY1P = 400 × SIN (90° - KA41G)
 - 電算と正地籍の1-P間の距離の比率
 - KYHR1P = KY1P + KYD1P
 - 正地籍に修正した1-G間の距離
 - KY1G = KYD1G × KYHR1P
- 別表3の数値を使用したとき、これをメートル単位におし、縮尺



三番にリネクレイション行事として、会員の事務研修を加えての視察旅行を計り、初めて海外に足を延ばし、特別予算を捻出して実行しましたが、このガイドを御披露しましょう。

佛山・三番を新幹線で結び、三原港より生口島に渡航。瀬戸田町・井山寺の寺院を礼拝。境内を散策。

日常の雑事を脱して、島の向の懇親会で暮々、スキンスナップの一夜を高野で明しました。翌朝はマ



リトスタイルで事務研修会を開き、職務上の問題を議論しました。

目的先の常陸大宮三島港に渡航。観光コースにセレクトされた、豪華レストランで予約料理を食べながら、巨龍に見上げる驚愕頭山の雄姿は、自然石の露出した異常な景色で、朝日の山火災の標事を知りました。古木樹の残る彫師の守澤神・大山神社に参拝。マイクの宝物館を訪れ、国宝・重要文化財の武具・刀剣類の複製品、全

国の八割、四〇〇点の展示は旺盛であります。樺皮の大森刀、高経、鶴崎、伊予藩主河野通仙、山口領主大内義隆諸武将の装具は正に逸品であり、御神歴史民俗資料館の遺産も堪能しました。

新装成った近代建築・大三島美術館は、戦土に相応しいスタイルで、現代日本画を中心とした収集画が観賞でき、堂本印象、前田青邨、山口華嶺、伊藤深水等大家の作品が目にとまり、地元出身画家も揃えての内容は、美術コレクター・費財長の永年の功績が伺われます。無地島に民族の文化遺産を説く貴重な存在は、名品として、芸千船祭の観多観光客を呼び、賑っております。

宮浦港から水中翼船に乗り、瀬戸内海縦断。早春の陽に映えるシムエイトは又格別で、一時間二〇分の波上コースを宇品港に上陸しました。広島駅で自由行動、離散しましたが、旅路のスナップを添えて支那だよりにします。

各支団会も新年を準備させての、旅々のお発展を祈ります。



神明祭り

(県指定無形民俗文化財)

場所 柳井市大字阿月

担持者 高杉勇助

阿月東西の御斎草で、毎年小正月(旧正月十五日)に盛大な火祭りが行われるが、これが神明祭で



ある。

この神事は、左義長という宮中の行事が民間に伝えられた御祭「トシゴト」と、小早川家の軍神祭が合体したもので、形式や規模からして、全国でもまれなものといわれる。

阿月神明祭の沿革は、文禄五年(一五九二年)阿月藩王の御斎草が一子殿様とともに、小早川殿様に従って朝鮮征伐に出陣するにあたって、伊勢神宮に祈願して大勝を得た。それ以後小早川家の軍神祭として毎年執行されるようになった。

その後、天保五年(一八三四年)藩政員が領地神々とともに、



阿月の東西両部藩の御斎草二カ所に、天照皇太神宮並びに豊受大神宮を奉祀したが、この二社の前の紙に、旧正月一日、松、竹、梅、栗白、梅、櫻、皇太神宮の大御(阿月全威から持ち寄る)ならびに扇等をもって、高さ約二階半の御神体各一基を並立立てる。

ついで一五日天明、古式に則る神祭を行うが、そのクワイマックスは、若者たちによる雄大な御神体の起し立てである。

この御神体は戦前までは東西各

二基(大神明・小神明といわれていた)を立てていたが昭和十六年以降は東西とも大神明各一基となり、その規模も小さくなった。

さて、この御神体を囲んで、深夜二回末廻の男女による神明おどりが行われるが、一五日夜の終祭が御月の下で行われ、翌夜の夜おどりが終わると、若者たちが禊人坊で御神体のまわりを廻り、氏子總代の合図で御神体の四方から火を放つ。火が燃え上がったところを御神体を囲い、旗杖を引き出して「シ・レン・シ・ン・シ・ン」と三回となえ、拍手しながら、豊作と災厄除去を祈りつつ祭儀を終わる。

この祭りは、単なる藩家の祭事ではなく、阿月を住民によって今日まで運搬と伝承されてきたものであり、戦後は旧正月一五日を毎年二月一日(建国記念日)に改め盛大に開催されている。



中国ブロック協議会

会長・総務・公報・公共事業
担当者会議

とき 昭和62年4月3日(金)
ところ 広島市 弥生会館

出席者

会長 三好敏夫
副会長 桑川良介
総務部長 小倉六治
公報部長 宮崎晴雄

B R 会長開会挨拶の後客月一七

日・一八日の公報協議会の理事会で登記所に提出する地積測量図の作成者欄の氏名の定義について官庁担当者名の図面をその儘使用するか否かにつき討議されたが現段階では地方の事情もあり単位会に一人することと止むを得ないだろうとの結論となった。尚、三月一八日・一九日のブロック協議会会長会議に用対連に対する報酬額について建設省等の意向もあり合意に至っていない。尚、その時、法令規則の変更に伴う調査実施要領の改訂版は六二年度の計画では印刷しない予定である。名古屋会は一千万円で改訂、実施要領を作成配布しているが、連合会も名古屋会のものを検討してみたらとの意見も出ていた。

事件の不当誘致基準も会則を変更してでも積極的に取組むとの意見もある。報酬額は今年七月から平均六%アップとなることが決定している。

加重制の導入も民事局との折衝が進んでいない。又改正に伴う諸

規則の改訂も今のところない。

J R (鉄道) の切換え等の登記は報酬表額の八〇%で受託することになっている。今年の調査士特認者は六名であった旨報告。

連合会和久井事務局長退任。
名古屋では実調時会の役員は機械を使って同行協力している。
広島でも役員が協力したい旨申出で受諾はあったが、局長は退任されてそのままとなっている。

四月一六・一七日連合会の理事会(会長会)があるが、すべて理事会は東京の連合会事務所で開催することを理事会は決議した。

不当誘致(総務関係) 充分な結論が出ず従来通り連合会の制定したものに依る。連合会にも全廃の空気はあるが公正取引委との関係もあり、部長クラスで検討する。

制度研究部会で法改正委員会を構成しているが、思うに委せず単位会で検討して貰う事にしていく。連合会から単位会会員の指導は困難である。

新入会員研修も説明の出来る役員もなかなか見当らず講師の選定

は困難である。

もむづかしい。

調査士倫理綱領が新しく制定され次期総会で発表される手筈となっている。

予算の審議課程で役員の数が増減された連合会長には現在の多田会長が出馬を表明している。

中国ブロック会では西堀鳥取会会長を理事に推することを予定している。

連合会役員の内候補補切は五月三〇日迄となっている。

岡山会の調査士業務の啓発が行われている様だが、現状では登記について金融機関が牛耳っているが、中国五県会長名で金融機関に対し警告することとする(案文配布)。

以上会長現状報告。
総務部について

(イ) 会則、規則等を横書きに改めることについて

総会の承認、局への認可申請について検討

(ロ) 非調査士に対する対応について

一九条違反については判決

も出たし告発した方が良い様に考える。(今井)

。島根会も今井会長意見と同
一見解。

。岡山会不動産業者が自社の
取得物件について代位登記
した例もある司法書士業務
との関連もあり、司の方で
内容証明を出している。

。山口会証紙調査の名目で申
請書を調査再三警告を発し
現在では激減している。

い支部会費の名目で支部が徴集
することはいけない。

(連合会もそう指導)
小さい支部は費用が不足し
致し方ないが、
協力金の名目で徴集すれば
良い。

(三)会費増額

山口会

月額 七、〇〇〇円

入会金 四〇、〇〇〇円

としたい。

参考

広島 六、七〇〇円

島根 七、八〇〇円

岡山 七、〇〇〇円

鳥取 八、〇〇〇円

名古屋 八、〇〇〇円

大阪 九、〇〇〇円

函館 一三、〇〇〇円

広報について
(四)不当誘致

島根

・各会にアンケートしている
が未だ出揃っていない。

・一〇〇周年記念として、支
局出張所の案内図の配布。

・司調の会員名簿配布。

・N T Tテレホンカードの配布。

山口

・個人の行うPRについてア
ンケートしたら、
無制限 一〇%
一定の枠を設けて 五〇%
従来通り 四〇%
・会でテレビ・ラジオ等で事
業としてやって欲しいが殆
んどの見解で、会としても
事情が許せば予算化した
い。

広島

以上

・回収率が無く決定的なもの
ではないが、
個人PRしても良い
六七・六%

(若い年令層に多い)

消極的 一一・八%

不可 一〇・三%

・会が枠を設け、枠内では一
番多かった。

・今井会長―法務省側は従来
の枠を外してはならないと
している。

・広島会では役員と話し合い
カレンダーを配布した例あ
り。

・弁護士会：PRに制限を設
け、最近では個人PRは良
いとされた。

・山口(三好)SL登記一〇
〇年記念号の運行について
説明。

以上

公共事業について

。山口(糸川) 特に協会の受託
についてブロックの動向を調査
したい。(山口会は専務理事を
置いている)

広島

以上

。広島(下田) 地積調査図面に
ついて中国新聞に掲載されたが
国土調査に於ける調査がずさん
で立会時境界確認が拙く鞋絆が
間違った例もあり、県に境界立
会を慎重にすること及び県もが
図根点の管理に留意を欲しい旨
行政監察局へ具進した。数値も
法務局へ後日のため提出して置
きたい。(広島法務局へ六一、
一二、一五要望)

。岡山 協会と県の報酬額の交渉
で古い単価表で話をもちかけら
れ決断した例がある。他県と協
議の上、今一度県側と協議した
い。

協会

今年度実績報告

山口会 約六、〇〇〇千円

岡山 三、五〇〇万円
(市六、町村六)

今井会長四月九日会長会で一七
条地図に数値入れる様民事局・
国土庁と話し合いたい旨申入れ
広島国鉄民営化に伴う引継ぎは
精算事業団が行っている。その
節へ発注 申入れる。

広島

以上

アンケート集計報告

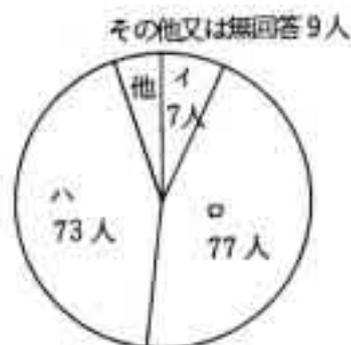
不当誘致基準に対する各会員の意識調査ならびに機械器具等の普及状態を把握するためのアンケートを1月21日付を持って実施いたしましたところ、次のような結果が出ましたのでご報告いたします。アンケートにご協力下さいました皆様方には大変ありがとうございました。紙上で御礼申し上げます。

	回 答	無 回 答	
岩 国 支 部	32	21	
徳 山 〃	34	13	
山 口 〃	18	7	
防 府 〃	19	14	
萩 〃	21	0	
宇 部 〃	17	23	
下 関 〃	29	20	
計	170	98	268人

1. 会員個人が行う宣伝広告の限度について

質問1. 会員個人が行う宣伝広告の限度について

- イ) 個人の良識にまかせて無制限に行ってよい。
- ロ) 基本的にはイ)と同じ考えであるが、ある程度の規制はやむを得ない。
- ハ) 今までどうりの規制はやむを得ない。



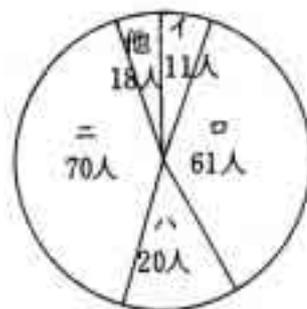
質問2. テレビ、ラジオで宣伝することについて

- イ) 年1～2回はよい。
- ロ) 無制限によい。
- ハ) いけない。



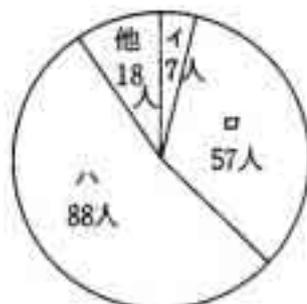
質問 3 新聞に広告を掲載することについて

- イ) 無制限によい。
- ロ) 年1～2回はよい。
- ハ) いけない。
- ニ) 新年挨拶、事務所移転挨拶程度ならよい。



質問 4 新聞折込広告について

- イ) 無制限によい。
- ロ) 年1～2回はよい。
- ハ) いけない。



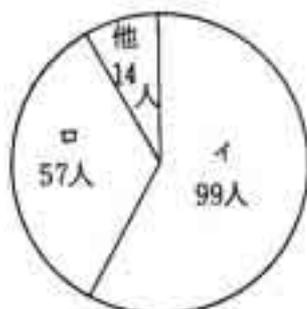
質問 5 バス停、車内、電柱等の広告について

- イ) よい。
- ロ) いけない。



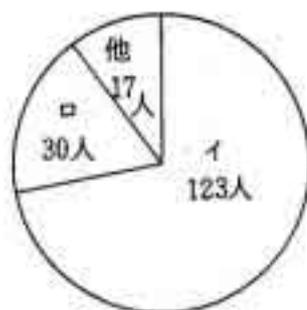
質問 6 地元行事等のプログラム、パンフレット等に寄附又は協賛者として掲載することについて

- イ) よい。
- ロ) いけない。



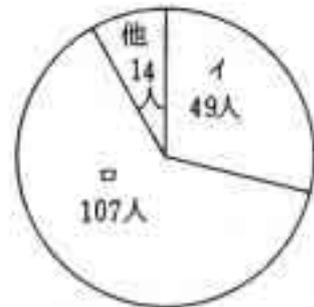
質問 7 作業車等のボディーに氏名、その他宣伝文句を入れることについて

- イ) 定められた文面ならよい。
- ロ) いけない。



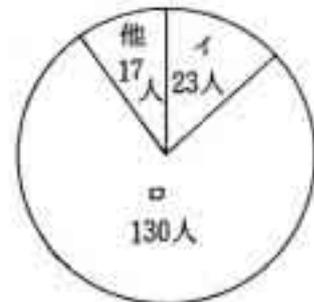
質問8 看板の大きさについて

- ㊦) 大きさに制限はいらぬ。
- ㊧) 基準をもうけるべきだ。



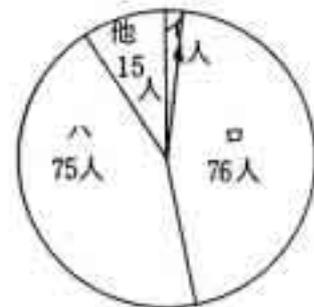
質問9 看板の数について

- ㊦) いくつ出しても良い。
- ㊧) 1~2カ所とする。



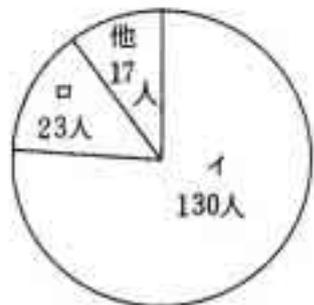
質問10 看板に書き込む広告文の内容について

- ㊦) 何を書いても自由である。
- ㊧) 一定の枠の中で自由に。
- ㊨) 会で統一する。



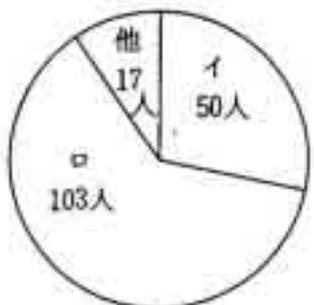
質問11 事務所への道順等の案内板について

- ㊦) 出してもよい。
- ㊧) いけない。



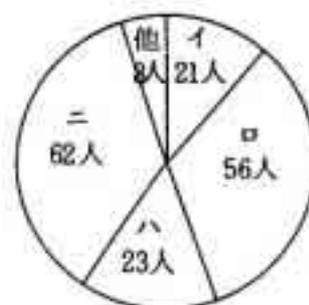
質問12 業務拡張のため、事業所、家、その他を訪問することについて

- ㊦) 訪問してもよい。
- ㊧) いけない。



質問13 供応について

- イ) 酒を飲む程度ならよい。
- ロ) 食事程度ならよい。
- ハ) ゴルフ程度ならよい。
- ニ) 全ったくいけない。



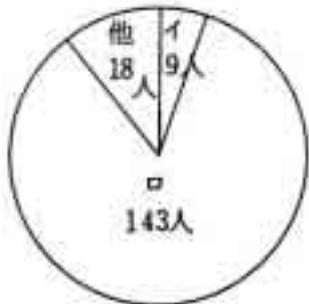
質問14 物品の供与について

- イ) 中元、歳暮程度ならよい。
- ロ) いけない。



質問15 仕事を誘致する目的で報酬額の減額をすることについて

- イ) してもよい。
- ロ) いけない。



質問16 会費以外に宣伝広告費として皆が拠出して、会の事業として宣伝広告することについて

- イ) 会としてはすべきでない。
- ロ) 会としてすべきだ。
- ハ) 会としてもすべきであるが、個人としても積極的にすべきである。



2. 機械器具等の普及状況

	有 事務所数	無 事務所数			
光	96	62	作業車	乗用車	151台
波					
トランシット	135	23		ライトバン	80台
レベル	56	102			
小型計算機	122	36			
図化機	51	107			
ワープロ	71	87			
FAX	31	127			
キヤド	25	133			

歴史に探る境界争い (三)

「寄鯨」の帰属をめぐる境界争いに

下関支部 前 田 博 司

永禄十一年(一五六八)正月二十二日に、吉母浦(現下関市)北方の海岸に一頭の鯨がうちあげられ、吉母浦がこれを分取った。ところが折悪しく、そこは南側の吉母と北側の室津の両部落のちょうど境目に当り、双方が、その鯨の帰属をめぐる争いとなった。

何しろ、鯨一頭あがれば、七浦が潤うとも言われるように、捕鯨の鯨だけではなく、寄鯨についても、その利用価値が高いために、双方が一步も譲らず、ついに裁判へと持ちこまれたのであった。

同年三月十四日の文書に、「今度、吉母室津界目に鯨打ち寄せ候の条、室津給人衆、吉母給主と申結せらるの条、両方相い究め候のところ、かの鯨寄りしところは一宮領に粉れ無きの絵図を出帶す。室津よりは、馬牧の絵図を出さる一云々とあり、つまり当時一宮領に属していた吉母側が、そこが一宮領に相違ない旨の絵図を提出

すれば、室津側は馬牧の絵図を持ち出しての相論が続き、結局公文所の裁定によって、「湖底相い究めしところ、一宮申さるところに粉れ無き間、かの界目をば、向後一宮領たるべし」と、そこが一宮領に相違ない旨の判定がくだされて、吉母浦が勝訴したのであった。

さて、境界の裁定は吉母浦が勝ったのだが、その鯨の処分については、「しかりといえども、今度の鯨の儀は、一宮より薩摩に対し、経好存分せられ候条、用捨の篇をもって、分け違わすの間、尤もしかるべく候。この旨を守り、自今以後、境目相論はあるべからず候」と、室津領の給主である内藤隆春と、吉母領の給主である市川伊豆守経好との間で話合って、適当に分配することとなった。どちらも毛利氏の統率下にあったことから、毛利家の意向が強く反映したことも考えられる。

鯨がうちあげられた事によつて、今まで無価値同然であった海岸の帰属が争われ、このような推移をたどったのであった。

毛利家としては、今後このような事態が生じた時にはどう対処すべきかを考慮してか、「二十八冊御書付」には、明暦三年(一六五八)に「鯨分口の箇条」として、寄鯨については、前々から御蔵入(藩直接支配)の浦に寄った場合には三分の二は藩が取って残りは一浦人へ遣わし、給領となつていいる浦の場合には三分の一は藩、三分の一は給領主、三分の一は浦人へと分けるようになっていいるから、それを守るようにと指示し、これに加えて、浦人すなわち漁業を営む者は、薪や雑用などで地方の者すなわち背後の農家にもいろいろ「肝煎」をかけていいることもあろうから、そのようなときには、地方の者にも浦人の取り分のなかから分けてやるようにと、余計なお節介までもしていいる。

また、さすがにお役所らしく、もしその海岸一円に浦人が居ないような所に寄鯨があつたような場合、寄鯨の漕ぎ寄せに地方の者が発見した場合などにはどう配分したらよいかなど、「右の分に、鯨

分け分口の儀、あい定め候条、この通りをもって、沙汰申し付けらるべく候」と、実に懇切丁寧に世話を焼いていいる。この規定が果たして幾度、実際に適用されたものであろうか。

ともあれ、寄鯨を巡つてのとんだ境界論争の一幕であつた。

今まで無価値であつた所が、何かのことから思わぬ価値を生じ、そのために争いに持ちこまれるケースが、近年とみに多い。国際関係に目を転じてみても、やれ沿海魚の漁獲量だの、海底資源の利用権だのを巡つての国際紛争や、その駆け引きは例年のことであり、更には宇宙空間の利用についてさえも、大棒がはめられようとしていいる。国内にあつては、単に都心に近いというだけで、その土地の利用価値以上の地価で取引されたりする。

史料を探っていると、寄鯨はあつたものの、すっかり腐つてしまつていたというような事例も見受けられ、我々も、ともすれば、幻の寄鯨を期待しながら、その価値を皮算用していいるような向きもあるのではないだろうか。

二年間の本部理事を務めて感じたこと



広報部理事 堀 口 潤 二

二年間、調査士会本部の理事を務めて感じたことを、ざっくりばらんに述べて見たいと思います。

私は、広報部を担当し、二度ほど、「会報やまぐち」の編集作業を試みました。その中で、調査士会の会長をはじめとして、本部理事役員の献身的な御協力に對して、ただただ頭の下がるばかりです。

さらに、今までは、宇部・小野田地区の諸先生との接触の機会しかなかったものが、出口君を代表する諸先生を近くに接することができ、諸先生の見識を直接に聴くことができたことは、私自身の調査士業務の上で、大きな収穫でありました。ここに紙面をかきりてお礼申し上げます。

現在、調査士会は、大きな曲り角にある様に思います。表示登記の質的な変化が始まり、それとともに調査士会自身も質的な変化を計る時期にあるのではないかと感

じています。

昭和四〇年代の地籍改定論の中での土籍の造成運動に其の、時機を察して、「地籍測量院」を大膽に作成し、庄務所に備付けた時代がありました。

その中で、提出済の地籍測量図で、現地在籍でないと、さまざまの紛争が生じたり、地籍への差情の持ち込み、さらに民事訴訟への発展という事態が、多発している様です。

さらに、地籍改定の土地運動は、土籍の「質」の変化、つまり、利用上の価値感から交換上の価値感への変化をもたらしました。そして今、地籍は利用上の価値と、交換上の価値とを統合して、法務行政の中にその役割を求めて来ているのが、現実ではないでしょうか。

その様な地籍に対し、法務局は、やれ地籍調査だ、文会証明書を発行させるのだ、地籍測量院に従来の事務を記載させるのだとか、小手先の改善を求めているのだが、現在の弊ではないでしょうか。私達、土地家屋調査士は、毎年

毎年、法務局の要請に右往左往し、年々その手続の複雑化に困惑しているのは私だけなのではないでしょうか。はたして、法務局の要請が、この時代の要請に答へ得るものなのでしょうか。

今、私達は、第一七条の抽図の備付けられている地区と、公図すら存在しない地区という場所がありながら、手続そのものは、中断することなく受理され、進められています。

しかしながら、この手続は「不動産登記法」を今一度研究する必要があるのではないのでしょうか。そして、今、不動産登記法の中でも、「表示登記」の分野に關して、現実の地籍と、その改訂方法、それも現実的な、実現可能な方法論を提示できる可能性をもった専門家は、私達、土地家屋調査士ではないのではないかと感じています。

例えば、公園の存在しない地区の道幅の問題の一般的な認識の方法についてとか、公園の存在しない地区における、地籍の特定の方法、あるいは、公園の利用の方法についてや、提出済の地籍測量図の取扱方法等々、これらの事項について、体系的に整理し、方法論

を提示するためには、公園を利用し、現地（境界）を測量し、登記簿を調査し、地籍測量図を作成して、これを商業（プロ）として、業務して来た専門家は、私達、土地家屋調査士しかないのでは、あためて言うまでもないことであらうかと感じます。

この様な、社会的に重要な使命を負いながら、土地家屋調査士は、今何をすべきなのかということを考える時期にあるのではないのでしょうか。

土地家屋調査士会の位置は、私がこの職業を開始した当時からすれば、略説と高士し、ゆるぎないものとして生長している中には、本部役員の諸先輩の献身的努力があつたからだということを無感するものです。

そして今、これを土行として、土地家屋調査士が、今まで儲け人が、儲け的に研究し、経験したものを整理し、分析し、理論化し、土地家屋調査士会としての見解を発表できる様な組織へと発展して行く必要があるのではないのでしょうか。

たとえば、「会報やまぐち」を通じて、個々の境界紛争についての見解を発表するとか、官庁の用地

の管理方法についての提言をするとか、あるいはまた、国土調査の実体や方法について、助言するといったことが、土地家屋調査士会にできないはずはないと思います。

私が、広報を担当してからの「会報やまぐち」を見ますと、第二九号が一二頁、第三〇号が一二頁、第三一号が三四頁、第三二号は二四頁、第三三号は二二頁、第三四号は一六頁となっています。

内容的に見ますと、岩倉一夫先生の「国調境界冬景色」の投稿がはじまった第三〇号からは、「会報やまぐち」の格調が高くなった感じがします。さらに第三三号の波瀬清治先生の「表示登記とTQC」は、私には強いインパクトを与えるものでした。

その他、前田博司先生の、「歴史に探る境界争い」なども、私達が、業務上の基礎的な教養講座として大変参考となるものでした。

また、経理部長、企画部長、広報部長の興味ある記事は、実務上の「ヒント」を得るのに大変に参考となりました。

ただ、この様な土地家屋調査士の長年の経験と知識の蓄積を、広く社会に還元する必要があると思います。

そのためには、土地家屋調査士会員総ての知識・技術の共有化と言いますか、統一化というものが計られる必要があるかと思えます。少なくとも、境界の紛争等の発生に対し、提出される諸資料の検討、公図の使用方法についての見解の確立等々に答え得る「土地家屋調査士会」への発展がなくてはならない様に思われます。

時はちやうど、不動産登記法制定百年を迎えました。今、調査士会の新たな発展の方向を考えてもよい時期ではないでしょうか。

こういった方向というものを考える中から、調査士会の「品位」とは何かという問題も、「仕事」の方法、「報酬」の問題、あるいは調査士会内部の「組織論」といったものも、生まれ出て来るのではないのでしょうか。

夢のような話ですが、私は、土地家屋調査士会は、品位や仕事の重要性から考え、「弁護士会」と肩を並べ得る可能性を持った組織ではないかと思えます。

最後となりましたが、「会報やまぐち」を通じ、自分の考えをまとめてみました。広報を担当した一人として、会員の皆様へ、諸々の御見識の投稿をお願いして、しめくりたいと思います。

山口地方事務局からのお知らせ

庁舎新営に伴い四月一三日(月)から下記へ移転しました。

記

〒753 山口市中原町六番一六号

山口第二地方合同庁舎

TEL 〇八三九(二二)二二九五(従前どおり)



山口地方法務局人事移動

氏名	新	旧
(辞 職)		
堂前正紀 白澤茂昭 下井義夫 木村村実 松村実子		山口地方法務局下関支局長 " 岩国支局長 " 登記部門統括登記官 " 徳山支局登記官 " 下関支局登記官
(転 出)		
中村和人 国松新成 三上尚夫 伊藤隆力 山大崎正 大阪田剛 小川寿光 尾崎昭夫 片山芳人 広津久孝 森田孝博 増体正剛 鹿村剛	鳥取地方法務局総務課長 横浜地方法務局大和出張所長 広島法務局尾道支局長 " 民事行政部登記部門統括登記官 鳥取地方法務局米子支局登記官 広島法務局三原出張所長 鳥取地方法務局登記部門登記官 広島法務局能美出張所長 岡山地方法務局登記部門登記官 熊本地方法務局山鹿支局長 広島法務局福山支局総務課長 " 庶務課人事係長 " 廿日市出張所登記官 法務総合研究所総務課係員	山口地方法務局会計課長 " 上席訟務官(統括) " 萩支局長 " 徳山支局統括登記官 " 小野田出張所長 " 長門出張所長 " 美祿出張所長 " 周東出張所長 " 下関支局登記官 " 総務課長補佐 " 下関支局総務課長 " 総務課人事係長 " 登記部門表示登記専門官 " 総務課係員
(転 入)		
櫻辺柳太郎 石金三佳 小松原明 寺岡保二 石岡研二 里船寿之 田部之晨 石崎親男 後藤健公 中野公洋 勝田寛子	山口地方法務局次長 " 会計課長 " 上席訟務官(統括) " 人権擁護課長 " 下関支局長 " 総務課長補佐 " 登記部門統括登記官(第一) " 表示登記専門官 " 下関支局総務課長 " 光出張所係員 " 宇部支局係員	名古屋法務局職員課長 広島法務局尾道支局長 松江地方法務局川本支局長 広島法務局東広島支局統括登記官 岡山地方法務局首席登記官 広島法務局民事行政部戸籍課長補佐 松江地方法務局出張支局統括登記官 " 津和野出張所長 佐賀地方法務局唐津支局長補佐 神戸地方法務局西宮出張所係員 広島法務局千代田出張所係員
(配 置 換)		
武下瀧 山崎一男 松下正衛 佐伯村正和 中宮内林 小有田知 品川孝佑 河合崎一 金沢雄英 中山原宏 山原隼彦	山口地方法務局宇部支局総務係長 " 萩支局登記官 " 供託課供託係長 " 会計課管轄主任 " 戸籍課係員 " 萩支局長 " 阿東出張所長 " 宇部支局登記官 " 錦出張所長 " 下関支局登記官 " 防府支局係員 " 会計課係員 " 宇部支局長補佐 " 総務課庶務係長 " 戸籍課戸籍係長	山口地方法務局総務課庶務係長 " 会計課用度係長 " 管轄主任 " 係員 " 係員 " 係員 " 登記部門統括登記官(第一) " 登記官 " 登記官 " 登記相談官 " 係員 " 係員 " 係員 " 戸籍課戸籍係長 " 国籍係員 " 係員

氏名	新	旧
三三藤玉中原小井金林藤大前早山重福中山藤田藤中安阿保福小藤水山井近竹波中津森水有大矢兼	山口地方法務局登記部門登記相談官 " 岩国支局長 " 会計課用庶係長 " 登記部門統括登記官(第二) " 美祿出張所長 " 防府支局総務係長 " 宇部支局係員 " 総務課人事係長 " 徳山支局総務係長 " 登記部門登記官 " 下関支局登記専門職 " 須佐出張所係員 " 防府支局統括登記官 " 豊北出張所長 " 岩国支局長補佐 " 柳井出張所登記専門職 " 総務課係員 " 会計課 " " 下関支局登記官 " 小野田出張所長 " 岩国支局登記官 " 宇部支局登記専門職 " 下関支局総務係長 " 新南島出張所長 " 戸籍課戸籍係長 " 徳山支局統括登記官 " 周東出張所長 " 徳山支局登記官 " 下関支局登記相談官 " 小野田出張所係員 " 登記部門登記相談官 " 美東出張所係員 " 萩支局係員 " 岩国支局登記官 " 長門出張所長 " 宇部支局統括登記官 " 岩国支局係員 " 長門出張所係員 " 登記部門登記専門職 " 防府支局登記官 " 岩国支局登記専門職 " 光出張所長 " 久賀出張所長 " 下関支局登記官	山口地方法務局供託課供託係長 " 人権擁護課長 " 防府支局総務係長 " 統括登記官 " 登記官 " 登記専門職 " 係員 " 徳山支局総務係長 " 供託専門職 " 萩支局登記官 " 登記専門職 " 係員 " 岩国支局長補佐 " 登記官 " " " 登記専門職 " 係員 " " " 下関支局総務係長 " 登記官 " " " 登記専門職 " " " 宇部支局長補佐 " 総務係長 " 統括登記官 " 登記官 " 登記専門職 " " " 係員 " 美東出張所係員 " 阿東出張所長 " 新南島出張所長 " 光出張所長 " 光出張所係員 " 須佐出張所係員 " 長門出張所登記専門職 " 錦出張所長 " 柳井出張所登記専門職 " 久賀出張所長 " 豊北出張所長 " 小野田出張所係員
	(新規採用)	
横松大金寺武若伊永	山口地方法務局登記部門 " 防府支局 " 徳山支局 " 萩支局 " 岩国支局 " 下関支局 " " " 宇部支局 " "	山口地方
三三藤玉中原小井金林藤大前早山重福中山藤田藤中安阿保福小藤水山井近竹波中津森水有大矢兼	信原井木野田野上干永島野田川本田村川崎井中田野宗川坂永野川出田上藤島野本森水有矢兼	行一生善彦直夫徳人二成根雄美朝夫勉徳子正夫昭夫男子悟男馨房子義徳進成夫忠和森仁治照馨情子

事務局だより

会務報告

一月 六日(火)	合同部会・支部長会	於 長門市
七日(水)		
一三日(火)	中B企画担当者合同	於 岡山市
一四日(水)	三者協議会	於 会館
三一日(土)	企画部会	於 防長苑
二月 五日(木)	総務部会	於 会館
六日(金)	中B新人会員研修会	於 広島市
七日(土)		
七日(土)	役員推せん委員会	於 会館
一七日(火)	部長会	於 会館
二一日(土)		
二二日(日)	企画委員会	於 山泉荘
二八日(土)	経理部会	於 会館
三月 三日(火)	登記部門との協議会	於 会館
七日(土)	部長会	於 会館
一九日(木)	総務部会	於 会館

行事予定

三月二五日(水)	総務部会	於 会館
三一日(火)	役員推せん委員会	於 会館
四月 一日(水)	表示登記の日、無料相談所開設	県下13会場
三日(金)	中国ブロック会長・総務 広報・公共事業担当者会議	於 広島市
一一日(土)	監査会	於 会館
一八日(土)	理事会・支部長会	於 会館
二二日(水)	三者協議会	於 法務局
五月二四日(日)	定時総会	於 防府市

編集後記

辻野邦良

菅嶋 晴雄

○出版を待たずにはいていただきたい。ちよと二年を越えたとするで、その間の編集は二分が来る。三編三冊分までの日程を編集進行してまいります。

○三編を一冊発行するにあたり、三冊はまず原稿集の付録として、電子版での対応は、二冊の制作付け（学政を創る）と、三冊に添付付けていく。二冊、松江は二月、三冊は一月、その後は世は主が自分で原稿を所り、ペーシの六冊は二冊ないし三冊費いします。

○今の中二番つらい仕事は院長です。人の名前、読み、題名、編集目録と列したつもりでも、手を抜けません。その中で、心づいては世情が佳くないと、とびます。

○この冊子で私たちは世界の公衆で

す。

○世界の最新めくして

母国であつたこと

○この冊子もついていること

○編でも編集です。是非投稿をお待ちしております。

○この冊子はちよとちよと二冊一

○この冊子、のメナマア写真のそ

くはペーシを世やしました。

○松江主編の行事として、今まで

に両きみない活文行な、もので

す。安直で好評しみてたりました

いとわらいます。

○平野太郎、松田出博、河原しの「歴史

と歴史の書評です」

○松田「三冊」本編「三冊」と

松田「三冊」本編「三冊」と

松田「三冊」本編「三冊」と